

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年六月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月十一日奈良県指令郡土第四二一―一五号

令和三年五月十九日奈良県指令郡土第四二一―一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年六月一日郡土第六三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年六月一日郡土第二二〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市野垣内町一二二番二の一部、一二三番三の一部、一二三番四、一二九番

一、一二九番二、一二九番三の一部、一二九番四、一二九番五、一二九番六、一二九

番七、一二九番八、一二九番九、一二九番一〇、一二九番一一及び一四三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町二六二番地の一

池田英児

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市野垣内町一二二番二の一部、一二二番三の一部、一二三番四、一

二九番一、一二九番二、一二九番三の一部、一二九番九、一二九番一一及び一四三番

二の一部

下水道 大和郡山市野垣内町一二三番三、一二三番四、一二九番一及び一二九番三

の各一部